

1 基本条件

- (1) 申込者は出展申込書に記載した予定出展物を展示するものとします。
- (2) 主催者は、申込者の出展内容が「おおた商い(AKINAI)・観光展2014」(以下、「本展示会」という。)の趣旨に合致しない場合には申込者に対し出展をお断りする場合があります。
- (3) 主催者は、出展の申込が規定小間数を超えた場合、区内企業等(大田区内に本社・本店を置く企業・店をいう)の申込者を優先して選定を行います。選定結果に対する不服申立ては認めないものとします。
- (4) 申込者は、出展申込書記載内容のうち申込者の概要、予定出展物などについては、主催者がパンフレット、ホームページ等に記載・掲載することに同意するものとします。

2 出展料金の請求

- (1) 事務局が出展申込書を受け取り、記載内容について承認し、出展許可書及び出展料金の請求書を送付した時点で、本出展申込書に基づく出展契約が成立したものとします。ただし、請求書の指定する期日までに出展料金を全額を完納するまでは、出展許可を受けた申込者(以下、「出展者」という。)の小間を使用する権利は生じないものとします。
- (2) 出展料金は、小間あたり区内企業等¥23,760(税込)、区外企業等¥47,520(税込)、ミニ小間¥5,400(税込)とし、この金額が出展料金の請求額となります。
- (3) 出展者は、出展料金の請求額を請求書の指定する期日(平成26年8月29日(金)予定)までに指定の口座にお振込みください。
- (4) 振込手数料については出展者が負担するものとします。
- (5) 期限までに出展料金のお支払いが確認できない場合、出展契約を取消す場合があります。その際には、出展料金の相当する金額をキャンセル料として申し受けますのであらかじめご了承ください。

3 出展申込みの取消し

- (1) 出展申込み後の小間の取消し、変更は原則として認めないものとします。
- (2) 出展者の都合により小間の取消し又は変更があった場合には、出展者はその旨を事務局あてに書面により通知してください。なお、その際には出展料金の相当する金額をキャンセル料として申し受けますのであらかじめご了承ください。

4 小間位置の決定

- (1) 小間位置に関しては会場ゾーニング、出展小間数を考慮して、主催者が決定します。
- (2) 小間位置の決定後、展示効果の向上のために事務局側で小間図面の変更、小間の再配置を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 出展者は小間位置の決定に対する不服申立て並びに小間位置の変更に対する不服申立て及び賠償請求は行えないものとします。

5 小間の転貸等の禁止

出展者は、小間の全部又は一部を第三者に転貸、売買、交換、又は譲渡することはできません。

6 共同出展の取扱い

2社以上の申込者が共同で出展する場合、1社が代表して申込み(以下、「代表出展者」という。)、共同出展する社名及び担当者名を申込記入欄に併記してください。なお、事務局からの連絡・資料の送付等は、代表出展者あてのみとします。また、公式ホームページや印刷物・来場者への景品等の出展者情報の表示は共同出展者の社名のみとすることがあります。

7 出展物等の設置及び撤去

- (1) 出展者は後日事務局より通知された時間内に出展物等の会場への搬入及び設置を行うものとします。
- (2) 出展者は小間内に出展物の設置を会期初日の午前8時30分までに完了させるものとします。
- (3) 出展者が(2)の時刻までに小間を占有しなければ事務局は契約が解除されたものとみなし、当該場所を事務局が使用できる権利を有するものとします。
- (4) (3)により契約を解除された出展者は、同日に解除した場合のキャンセル料として出展料金の相当する金額を支払うものとします。
- (5) 出展者は、会期中の出展物等の搬出、移動及び搬入の際には、必ず事務局の承認を得た後に作業を行うものとします。
- (6) 出展者は、小間内出展物、装飾品等を後日事務局より通知される時間内に撤去するものとします。指定された時刻までに撤去されない物については、出展者の費用により事務局が撤去します。
- (7) 出展者は、小間内、前通路の床及び産業プラザ備品の机・イスを清掃して退去するものとします。

8 展示場の使用

- (1) 実演又は他の宣伝営業活動(以下、「実演等」という。)は、すべて小間内において行うものとします。
- (2) 出展者は、実演等のために小間近くの通路が混雑し、他の出展者の営業活動を妨害することがないように責任をもつものとします。
- (3) 出展者は、近隣の小間の妨害となるような小間の運営を行うことはできません。
- (4) 近隣の小間の出展者からの苦情に対して、事務局が展示会運営上の立場から小間の変更が必要であると判断した場合、当該小間の出展者はその変更の要求に応じるものとします。
- (5) 事務局は、出展に関わる音、臭い、操作、材料、その他の理由から問題があると思われる展示物及び行為並びに展示会の目的にそぐわない展示物の展示及び行為を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。
- (6) 事務局は、展示会運営上の立場から問題があると判断した場合、展示に関わる人、物、行為、印刷物等を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。なお、その際の撤去は、出展者側の責任により行うものとします。

- (7) 主催者は、(5)及び(6)による制限、禁止又は撤去により当該出展者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

9 廃棄物の処理

- (1) 出展者は、展示廃棄物、使用済みの資材、ダンボール、小間内・周辺のごみ等を持ち帰るものとします。
- (2) 出展者は、廃棄物の持ち帰りができない場合、ごみ袋(処理費用含む。45L入り@300。70L入り@500)を会場で購入し、所定の場所に分別して廃棄するものとします。
- (3) 廃棄物を放置した場合、処理費用については、会期終了後、主催者が出展者に実費請求します。

10 契約の解除

主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は、出展者に対し何らの催告なく、本件出展契約を解除することができるものとします。この場合、主催者が損害を被ったときは、出展者に対してその損害の賠償を請求できるものとします。

- ① 出展料金の全て又は一部を支払わない場合
- ② 出展小間を展示会出展の目的以外に使用した場合
- ③ 出展小間を使用しない場合
- ④ 解散若しくは仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社整理の各申し立てがあった場合
- ⑤ 公租公課につき滞納処分を受けた場合
- ⑥ 主催者の信用を失墜する事実があった場合
- ⑦ その他主催者の定める規定に違反した場合

11 主催者の管理と免責

- (1) 主催者は、出展物の管理及び保全について事故防止に細心の注意を払うものとします。
- (2) 主催者は、天災その他やむを得ない事情及び主催者に起因しない事由により生じた出展者及びその関係者の損失又は損害(盗難、紛失、火災、損傷等)について、一切の責任を負わないものとします。
- (3) 事務局は、会場における保安・防火・防犯その他管理運営上必要がある場合、出展小間内に立ち入り、点検し、適宜の措置をとることができます。

12 損害賠償

- (1) 主催者は、主催者に起因しない事由によるものである場合、出展者及びその代理人・従業員・関係者が展示小間を使用することによって生じた物品・人身等に対する損害に対して、一切の責任を負わないものとします。
- (2) 出展者は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備若しくは展示会の建造物又は人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。
- (3) 主催者は、本展示会媒体資料・データ等の偶発的な誤字・脱字等によって生じた損害に対して、一切の責任を負わないものとします。

13 保険の推奨

会場への出展物の搬入開始から搬出終了までの期間について、出展者が必要と思われるものについて損害・傷害保険に加入することを、主催者は推奨します。

14 展示会の中止

- (1) 主催者に起因しない事由により開催が妨害された場合、主催者の判断により会期を変更又は開催を中止することがあります。
- (2) 主催者は、前項より生じた損失又は損害について、一切の責任を負わないものとします。

15 規約の遵守

- (1) 出展者は、出展の申込みをもって、主催者が定める展示会の実施に係る規約を遵守することに同意するものとします。なお、後日配布する「出展マニュアル」も、本出展規約に付帯するものとして出展者は遵守しなければなりません。
- (2) 出展内容が法令に基づき免許を必要とする場合、主催者はその免許を確認又はコピーさせていただくことがあります。
- (3) 出展内容により、法令・条例に基づく届出又は確認書の提出等が必要な場合、出展者は別途指定する期日までにその届出又は確認書の提出等を行わなければなりません(食品関係・アルコール販売関係・危険物等)。

おおた商い(AKINAI)・観光展2014個人情報保護指針

事務局では、個人情報の収集・利用・管理について、次のとおり適切に取扱うとともに、安全性を確保するために次の取組みを実施いたします。

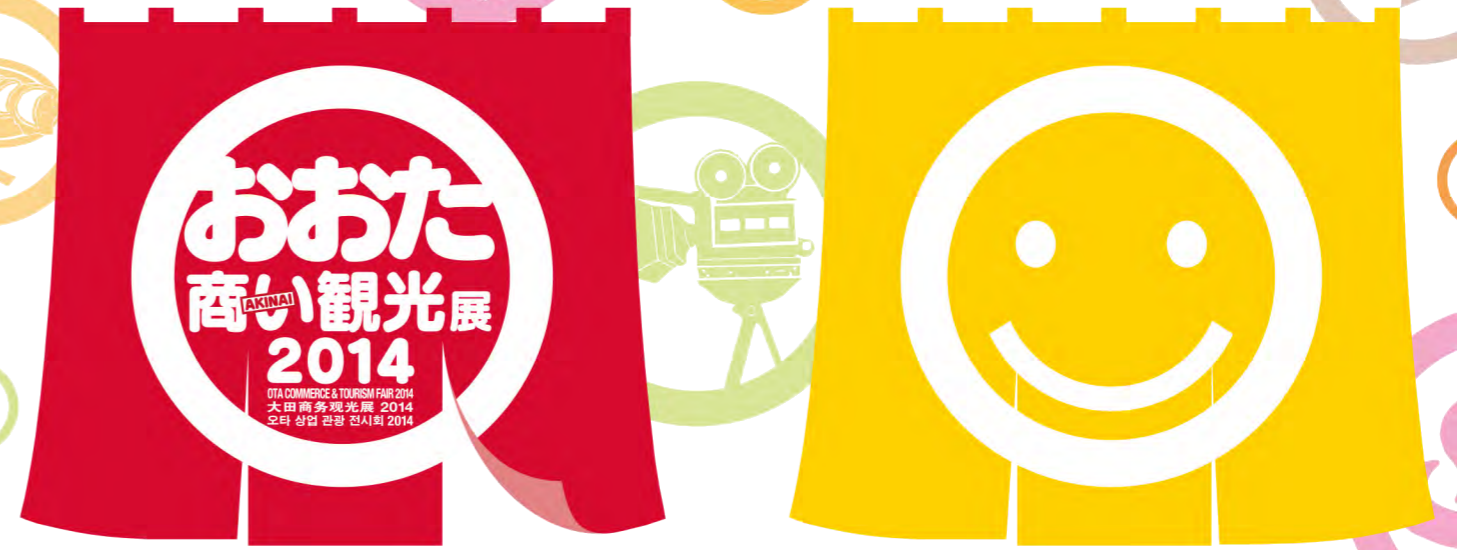
1.個人情報保護に関する法令等の遵守

実施に係る個人情報の取扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令を遵守いたします。

2.おおた商い(AKINAI)・観光展2014事務局としての責務

個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とします。また、個人情報の収集目的を超えた事務局内における利用及び事務局以外の者への提供は、大田区及び関連団体が行う、大田区自主事業に係る案内の場合や、大田区の施策及びこれに関連する内容の案内・紹介等の場合を除き、一切いたしません。

出展者を募集します



おおた商い(AKINAI)・観光展 2014 来て見て“おおた” 笑顔がいっぱい!

会期 **2014年 10月18・19日** (最終日は16:00まで) **申込期限 2014年 7月18日** (金)

公式ホームページ: www.pio-ota.jp/a-fair/2014



会場: 大田区産業プラザ PIO

公益財団法人大田区産業振興協会
〒144-0035 東京都大田区南蒲田一丁目20番20号
大田区産業プラザ(PIO)3階
TEL 03-3733-6477 FAX 03-3733-6459

主催: 大田区、(公財)大田区産業振興協会、大田区商店街連合会、東京商工会議所大田支部、(一社)大田観光協会、(一社)大田工業連合会
後援(予定): 国土交通省観光庁、経済産業省関東経済産業局、東京都、日本政府観光局、(一社)日本旅行業協会
協賛(予定): 日本空港ビルデング(株)、東京国際空港ターミナル(株)、京浜急行電鉄(株)、東京急行電鉄(株)、(株)はとバス、東京モノレール(株)、(株)アトレ大森店

会場アクセス



【京浜急行線】京急蒲田駅東口より徒歩3分
【JR 京浜東北線・東急池上・多摩川線】蒲田駅東口より徒歩13分
ご来場の際は、電車等の公共交通機関をご利用ください。

出展募集概要

出展対象者

- 名品・逸品(食品・日用雑貨店・工芸品)の展示・販売を行う大田区等の商店・企業
- 大田区の友好都市や羽田空港との運行都市の団体・企業
- 展示会において、個性やアイデアによりビジネスの拡大・産業間の連携を求める大田区等の商店・企業
- 「観光のまち大田区」に資する、区内観光スポットの発見・再認識を促す団体・企業

募集小間数

100小間

※申込多数の場合は、区内企業を優先し、展示会のテーマを考慮し、選考いたします。

小間仕様 ① 一般小間



- 面積6.25㎡(間口2.5m×奥行2.5m×高さ2.4m)
- システム壁パネル組
- 社名板
- 長机(1台:長さ1,800mm×幅450mm)
- バイク椅子(1脚)
- 蛍光灯(1灯:社名板裏側に設置)
- コンセント(1個:100V15A×2口)

※仕様は変更になる場合がございます。

申込みについて

申込期限:平成26年7月18日(金)

所定の用紙に必要事項を記入の上、お申込みください。

小間仕様 ② ミニ小間



- 間口1.4m×奥行0.7m×高さ2.4m
- システム壁パネル組
- 社名板
- 展示台(1台:幅990mm×奥行495mm×高さ770mm)
- スポットライト(1灯)
- コンセント(1個:100V15A×2口)

※先着8小間のみ

※仕様は変更になる場合がございます。

試食・試飲及び食品を販売する予定の方へ

本展示会で販売可能・不可能な食品は以下のとおりです。なお、試食・試飲及び食品販売には保健所への申請が必要となりますので、後日お送りする書類の提出が必要です。

また、JAS法・食品衛生法などにより食品表示が義務付けられている場合には、これに従った原材料名・賞味期限・製造者・販売者などの表示を必ず行ってください。特に個別包装した場合、包装ごとに表示が必要となりますのでご注意ください。

● 販売可能な食品

- ① 食品衛生法の販売業許可が不要な食品
- ② 食料品等販売業の許可対象食品で法令等により保存基準が定められていない食品

※ 野菜・果実以外は、容器包装に入られたものに限り

具体的には
お弁当、惣菜、レトルト、缶詰め・瓶詰めにした魚介類加工品(塩辛・薫製品、たらこ、すじこ、いくら)、乾燥食品製品(ビーフジャーキー、サラミ)、ゆで麺類、菓子類、酒類など

× 販売不可能な食品

- ① 食品衛生法の販売業許可が必要な食品
(ア)生肉 (イ)鮮魚介類(冷凍したものも含む) (ウ)牛乳
- ② 食料品等販売業の許可対象食品で法令等により保存基準が定められている食品でその食材を単体で販売する場合

例(ア)食肉製品(ハム、ソーセージ、ベーコン、ローストビーフ、焼豚、煮豚等)
(イ)魚肉ねり製品(さつま揚げ、ちくわ、かまぼこ、はんぺん、魚肉ソーセージ、魚肉ハム)
(ウ)乳製品(バター、チーズ、発酵乳、乳酸菌飲料) (エ)豆腐 (オ)ゆでだこ、ゆでがに

申込・問合せ先

(公財)大田区産業振興協会 施設サービスチーム 荒井・木戸
TEL:03-3733-6477 FAX:03-3733-6459

スケジュール

6月25日(水)	出展募集案内・出展者向けセミナー
7月18日(金)	出展申込締切
9月4日(木)	出展者説明会
10月17日(金)	出展者搬入
10月18日(土) 19日(日)	会期

※日程は変更になる場合がございます。

おたかい(AKINAI)・観光展2014 出展申し込み書

公益財団法人大田区産業振興協会 御中

平成26年 月 日

当社(私)は、裏面記載のおたかい(AKINAI)・観光展2014出展規約を遵守することを約束し、以下の通り出展の申込みをします。

申込方法

- ①裏面の出展規約を必ずご確認ください、必要事項をご記入ください。
- ②FAXまたはホームページでお申込みください。郵送でお申込みの場合は、必ず両面のコピーを取り、控えとしてお持ちください。
- ③本出展申込書を事務局が受理し、出展許可書・請求書を発送した時点で申込完了となります。
- ④出展申込みが規定小間数を超えた場合、主催者は大田区内の申込者を優先して選定を行います。選定結果に対する不服申立ては認めないものとします。

● 出展申込者

出展者	フリガナ	代表者	役職名	
	店(会社・団体)名		氏名	
所在地	〒	TEL		
		FAX*		
担当者	役職名	E-mail*		
	氏名	ホームページ	http://	<input type="checkbox"/> リンクを希望しません

*事務局からご連絡いたしますので、ご担当者様のE-mail または FAX をお持ちの場合は、必ずご記入ください。

● 共同出展申込者(※出展申込者が2以上の場合は、必ずご記入ください)

1	店(会社・団体)名	担当者名
2	店(会社・団体)名	担当者名

● 出展小間数及び出展小間料金(消費税込)

小間の種類	1小間当たりの出展料	希望小間数	出展小間料金	支払期限
一般小間6.25㎡ W2.5m×D2.5m×H2.4m	<input type="checkbox"/> 区内企業* ¥23,760 <input type="checkbox"/> 区外企業 ¥47,520	×()小間	= (¥)	平成26年 8月29日(金)まで
ミニ小間 W1m×H2.4m	<input type="checkbox"/> 区内企業* のみ ¥5,400		= (¥)	

*区内企業とは、大田区内に本社、本店、本部を置く事業者及び団体/個人とする。

● 出展小間内での営業活動(該当する項目すべてにチェックを入れてください。福引・抽選会については、制限させていただく場合がございます(規約8(2)参照))

- 食品販売(販売可能な食品であることを確認した)
- 試食・試飲 アルコール飲料の販売 福引・抽選会等

※アルコールを扱う場合、出展者ご自身により期限付酒類小売業免許届出書を提出していただく必要がある場合がございます(提出先:蒲田税務署)。
※食品を扱う場合、保健所の検査が必要となるため、臨時出店届の提出が必要となります(提出先:事務局)。

● 展示会会期中の商談希望(商談については、来場者からの申込みにより実施します。)

- 希望する 希望しない

● 出展者PR・予定出展物(当協会のホームページ等に掲載しますので、簡潔かつ具体的にご記入ください。)

◆お店・会社のPR(60文字以内)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

◆予定出展物名(15文字以内)→

◆招待状(開催案内用DM)を配布します。ぜひご活用ください。

※希望部数をご記入ください。(1小間につき、250部まで。記載のない場合は、20部とさせていただきます。)

◆大田区暴力団排除条例に基づく確認(チェックがない場合及び事実と相違する場合は出展をお断りする場合がございます。)

当社(私)は、暴力団又は暴力団関係者に該当しません。
また、本展示会への出展目的又は内容は、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することが、現在及び将来にわたってありません。

必要事項をご記入の上、FAXでお送りください(ホームページからもお申込みいただけます。)

公益財団法人 大田区産業振興協会

事業グループ施設サービスチーム

〒144-0035 東京都大田区南蒲田1-20-20

TEL:03-3733-6477

E-mail: a-fair2014@pio-ota.jp

申込期限

平成26年7月18日(金)まで

FAX **03-3733-6459**

「このお店に行ってみた!」と 思わせる仕組み・ツールづくり 出展者向けセミナーのご案内

チラシ配布や展示会出展から効率よく集客につなげるには、他の広告物と組み合わせることが必須です。魅力あるショップカード製作やホームページの準備等の方法を伝授します。

横浜デジタルアート専門学校 グラフィックデザイン科講師
PiOデザイン工房 デザイン相談員 白田 克紀氏

日時:2014年6月25日(水)14:30~16:00

会場:大田区産業プラザ5階

第1・2会議室
(大田区南蒲田1-20-20)

定員
先着30名

参加費
無料

電話又はメールでお申込みください。

大田区産業振興協会 施設サービスチーム(担当:荒井、木戸)

TEL:03-3733-6477 / Email:a-fair2014@pio-ota.jp

*件名に「出展者向けセミナー申込」とご記入ください。

申込先

なお、本セミナー冒頭で、「おたかい(AKINAI)・観光展2014」の出展募集のご案内をいたします。